



少年非行は第3のピーク

戦後第3のピークを迎えている青少年非行。これは、今まで最高だった昭和39年をはるかに上回っています。富士警察署によると、昨年一年間に市内では、3,043人の青少年が、不良行為として補導され、このうち、学生・生徒が1,252人（うち女子127人）で、全体の約41%を占めています。

また、最近の青少年非行の特徴として、窃盗及び横領といった、いわゆる“遊び型非行”的な増加と、非行の低年齢化があげられています。

このように増えつづける青少年非行ですが、非行防止の大引き手

のひとつとして、早期発見、早期治療があります。

非行の早期予防は、保護者の適切な助言と、本人の不満を受け入れる対応によって、かなり予防効果をあげることができます。

無言は深刻な相談の前ぶれ

非行の増加とともに、自分の悩みや心配ごとを聞いてもらえる相手がない、いわゆる“孤独型”的な青少年も増えています。さらには、登校拒否や家庭内暴力などによる親の悩みも増加。

県教育委員会が行っている「ハローテlephone」の55年度の利用状況をみると、1年間で1万8,999件の電話相談

がありました。

この内訳は、青少年からが8,334件、保護者からが5,378件、一般からが2,091件、無言が3,194件。この中で、無言は、深刻な相談の前ぶれとも理解できます。

青少年の内訳は、小学生753人、中学生4,902人、高校生1,591人、青年1,088人で、中学生が圧倒的に多くなっています。

相談内容と件数については、登校拒否が一番多く3,624件。次いで性格行動1,435件、身体・ころ1,341件、男女交際1,338件の順となっています。

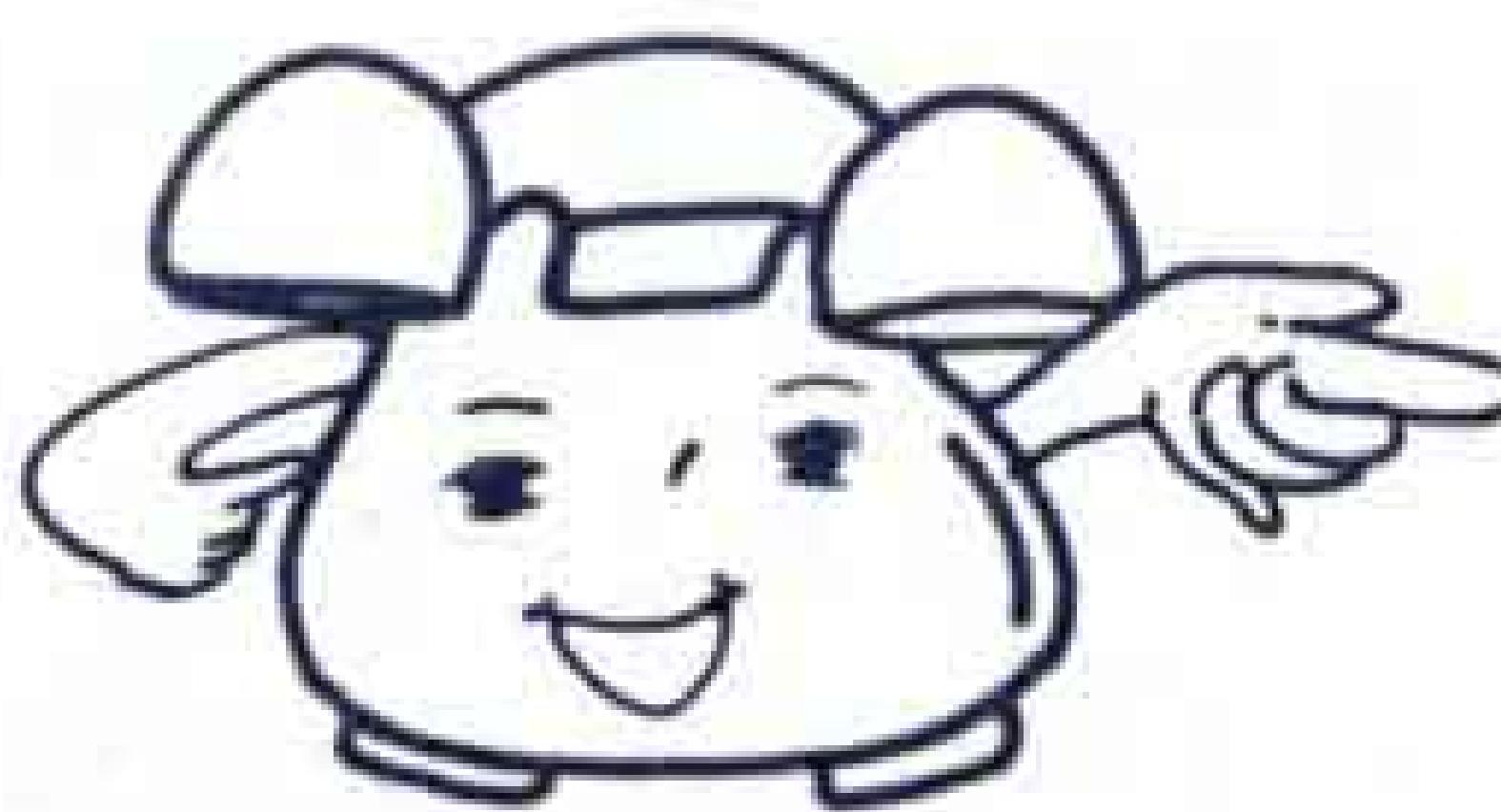
青少年で一番多いのは、男子が性の問題、女子が友人関係。保護者の中では、登校拒否が圧倒的に多くなっています。

好者のしたしめる自然環境の保全に対応していきます。（市農政課）

の漁法での釣りは規則違反です。掛釣りは知事の許可を要する漁で、この漁法での釣りは規則違反です。

市は、県から富士川漁道の管理を受託するについて富士川下流域市町連絡会を設立し、魚族保護培養増進のため、一部区域の採捕禁止指定をしたほか、委嘱指導

君の悩み電話でどうぞ



相談ふじ開設
51-3741
ミナヨイ

子どものこと、学校での友人関係、進路のことなどで悩んでいる人。あなたの悩みや相談を電話でお受けします。

市青少年補導センターは、青少年の悩みや心配ごとを電話で相談できる「相談ふじ」を、7月中旬から開設します。



富士川での漁法を制限して

（おねがいします）私は、アユの友釣りファンの一人です。

しかし現在の富士川は、コロ引・コロガシ釣りの人が多く友釣りを行つてもアユではなく、川底に絡まつてある掛けばかりに掛かり釣りになります。の仕掛けばかりに掛かり釣りになります。

（おこたえします）

漁業法及び水産資源保護法などと関連して、静岡県には

水産資源の保護培養、漁業取締り、漁業調整、漁業秩序の確立を期するための静岡県内水面漁業調整規則があります。

この規則により富士川も漁具・漁法に

ついて知事許可を必要とするもの、期間・区域、又は漁種・魚の体長などにより採捕を禁止されているものがあります。

この規則により富士川も漁具・漁法に

ついて知事許可を必要とするもの、期間・区域、又は漁種・魚の体長などにより採

捕を禁止されているものがあります。

この規則により富士川も漁具・漁法に

ついて知事許可を必要とするもの、期間・区域、又は漁種・魚の体長などにより採

捕を禁止されているものがあります。

この規則により富士川も漁具・漁法に

ついて知事許可を必要とするもの、期間・区域、又は漁種・魚の体長などにより採